

第 5471 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月20日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

## ⇨ 相続財産が未分割の場合

**Q**: 相続財産が未分割の場合は、分割が決まってから申告すればいいのですか?

**A**: 未分割でも申告期限までに申告しなければなりません。

### 【解説】

相続税の申告は、相続があったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に行わなければなりません。これは、相続財産が未分割であっても同じです。未分割ということで申告期限が延びることはありません。

相続財産が分割できていないときは、法定相続分又は包括遺贈の割合に従って財産を取得したものとして相続税の計算をし、申告と納税をすることになります。

ただしこの場合には、相続税の特例である小規模宅地等の特例や配偶者の税額の軽減の特例などの適用が受けられませんので注意してください。

なお、申告をした後に、分割が確定し、その分割に基づき計算した税額と申告した税額とが異なるときは、修正申告又は更正の請求をすることになります。修正申告は、初めに申告した税額よりも実際の分割に基づく税額が多い場合に、更正の請求は、初めに申告した税額よりも実際の分割に基づく税額が少ない場合に、分割のあったことを知った日の翌日から4か月以内に行うことができます。

なお、この特例が適用できるのは、原則として申告期限から3年以内に分割があった場合です。

